

公益財団法人北海道学校給食会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(平成23年6月29日評議員会決定)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道学校給食会（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤の監事に対して職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とすることとし、非常勤の監事に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 評議員には、定款第14条により報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は別表第1「年間報酬総額」に定める金額以内とし、理事長は理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の常勤役員に配分するものとする。

2 各々の常勤役員の報酬額は別表第1-2「常勤役員の報酬額」に定める額とし、公益財団法人北海道学校給食会ホームページにて公表することとする。

3 非常勤の監事に対する報酬は別表第2「非常勤監事の報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤の監事にあっては、理事会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道学校給食会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1「年間報酬総額」

常勤役員には、年額 14,000,000円を限度に報酬を支給する。

別表第1-2「常勤役員の報酬額」

理事長の報酬年額	4,800,000円
常務理事の報酬年額	4,600,000円

別表第2「非常勤監事の報酬額」

理事会等に出席等の都度、謝金として 15,000円以内の報酬を支給する。